

介護支援専門員実務研修における実習について（Q & A）

問1 実習は何をするか。

（答） 利用者の居宅を訪問する際、実習生を同行させ、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行ってもらう予定です。

1 実習生につき、日数は概ね3日程度を予定しています。

3日というのは決められた日数ではありません。実習内容で示した各項目を指導することが重要であり、日数・時間数は区切らず3日間より少なくても多くても可能です。ただし、合計実習時間数は18時間（休憩時間を除く）以上とします。

また、連続するかどうかは各事業所の実情に応じて対応してください。

問2 実習生と事業所のマッチングはどうやって行うのか。

（答） 実習生に実習受入協力事業所の一覧表を配付し、その中から、実習生が実習を受ける事業所を選択し、実習生から自ら選択した各事業所に連絡します。この後の実習生と実習先事業所との間の書類等のやり取りについては、実務研修指定実施機関（埼玉県社会福祉協議会）が定めた方法で行っていただきます。

* 「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱」の第6条により、実務研修指定実施機関（埼玉県社会福祉協議会）には登録された全ての情報を提供します。なお、実習生には、登録承認番号、事業所名、事業所の郵便番号、住所及び電話番号のみ提供します。

問3 実習生から受入れの連絡がない、又は、受け入れたいが日程が合わず受入れ実績が0の場合、特定事業所加算はどうなるのか。

（答） 特定事業所加算の算定要件に追加された「実習受入れ」は、実習を受け入れるか否かに関係なく、受け入れ体制が整っているかどうかで判断します。実績が0であっても十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍している等、体制が整っていれば、特定事業所加算の算定要件には該当します。

問4 特定事業所加算を取得できない場合、実習受入協力事業所登録が行えるのか。

（答） 実習受入協力事業所は、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者（利用者）を担当しているといった要件を満たす必要があります。特定事業所加算を取得できる事業所の他にもこの要件を満たす居宅介護支援事業所（特定事業所加算未取得事業所）も登録の対象としています。

問5 実務研修の実施時期はいつか。また、実習の実施時期はいつか。

(答) 平成30年度の実務研修は平成31年1月22日に開始し、前期8日間は2月23日に終了。後期については3月20日から開始します。

実習は前期日程終了後から後期日程の始まる前までに終了しておく必要があります。(時期については、受講者数等の理由により変動する場合があります。)

問6 特定事業所加算が取得できなくなったが、登録はどうなるか。

(答) 問4でお答えしたとおり、特定事業所加算を取得していない居宅介護支援事業所も登録の対象としていますので、登録はそのままで大丈夫です。なお、十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者(利用者)を担当しているといった要件を満たす必要はありますのでご留意願います。

問7 実習受入りに係る登録申請を行いたいが、手続きはいつまでに行うのか。

(答) 加算等の算定を開始する月の前月15日までに、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書(様式第1号)」を埼玉県あてに提出してください。

なお、「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書」の送付までに約1か月はかかりますので、特定事業所加算取得のために申請書のコピーを必ず取っておいてください。

また、「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書」は、大切に保管してください。(承認通知番号については、変更登録申請と実習関連手続きの際に必要です)

<例> 算定開始日が7月1日の場合、提出期限は6月15日

問8 実習受入りに係る登録内容に変更があったが、手続きはいつまでに行うのか。

(答) 変更後、速やかに、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所変更登録申請書(様式第3号)」と既に県から交付してある「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書(様式第2号)」の原本を埼玉県あてに提出してください。

問9 実習指導者となることで、主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当すると聞いたが、複数の指導者が1人の実習生を指導した場合はどうなるのか。

(答) 主任介護支援専門員更新研修の受講要件に該当するのは、一人の実習生に対して一人の指導者です。複数の指導者が関わった場合でも、指定研修機関(県社会福祉

協議会)に提出する実習報告書報告書には、主に関わった方お一人の氏名を書いて提出をお願いします。その報告書実績により、主任介護支援専門員更新研修の受講要件の審査を行います。

問 1 0 人事異動があり実習指導者の主任介護支援専門員に変更があった。何か手続きがあるか。

(答) 速やかに、埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要綱に定める「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録変更申請書(様式第3号)」と既に県から交付してある「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書(様式第2号)」の原本を埼玉県あてに提出してください。
なお、実習指導者である主任介護支援専門員の介護支援専門員証の有効期限満了日と主任介護支援専門員の有効期限満了日について、必ず確認し、管理してください。

また、実習指導者である主任介護支援専門員の方の登録地が埼玉県以外の都道府県である場合は、できるだけ早めに「登録地移転」の手続きをお取りいただくようお願いいたします。手続きの方法については、下記担当にお問い合わせください。

お問い合わせ (土日祝日を除く 9時～17時15分)

埼玉県 福祉部 高齢者福祉課 介護人材担当

電話： 048-830-3232

問 1 1 実習指導者向けの説明会や研修会は毎年行われるのか。

(答) 特定事業所加算の要件を満たす者として、また、実務研修実習受入に係る指導内容が、年度毎に見直されることもあるため、実習指導者向けの研修会には毎年度必ず1回(開催日は複数日を予定しています)出席することを必須とします。

問 1 2 届け出に提出した人数のみを受け入れれば良いのか。

(答) 埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書に記入されている人数については、実習生の希望があれば、その人数までは受け入れていただく事をお願いします。それ以上の人数については、受入可能であれば、受け入れをお願いいたします。

【受講生の受け入れに関すること】

問 1 3 受講生からの連絡はいつ頃にあるか？いつ頃までに調整すればよいか？

(答) 実習内容及び実習受入事業所との調整方法は、実務研修の第2日（1月24日）の実習オリエンテーションで説明しますので、受講生からの連絡はこの日以降から、2月8日までとなります。

実習は、第8日終了後から始め、第9日開始前に終了しなければなりません。

（実習期間は、受講生の人数により変動しますが、最短で約1か月となります）

受講生のスケジュールを確認し、期間内に終了できるよう速やかに調整してください。

問 1 4 受け入れる受講生に対して何らかの制限や選択をしてもよいか？

(答) 受講生と実習受入事業所で日程等の受入条件の調整を行っていただく必要があるため、受入可能日等の制限及び条件に合う受講生の選択を行うことは構いません。

問 1 5 同一法人内又は関連事業所に勤務する受講生を受け入れてもよいか？

(答) 構いません。

問 1 6 実習同意書（様式第2号）は、いつまでに受領すればよいか？

(答) 受講生の受け入れにあたり、実習受入事業所内の決裁等に必要な時間を見込んで、実習受入事業所で設定してください。事前決裁の必要がなければ、実習開始日の受領でも構いません。

【実習協力者に関すること】

問 1 7 同行・見学実習の実習協力者の選定には要件があるか？

(答) ①一連のケアマネジメントプロセスを実践的に学ぶ ②多様な要介護高齢者の生活に対応したケアマネジメントを経験する という実習の目的を踏まえ、要介護の利用者を選定してください。

問 1 8 同行・見学実習の実習協力者は1人でなくてはならないのか？

(答) 全ての場면을1人の実習協力者で行う必要はなく、それぞれの場面が別の実習協力者でも構いません。

問 1 9 利用者から訪問の同意をもらえなかった場合はどうすればよいか？

(答) 実習の目的等について十分な説明をした上で、同意をしていただける方を確保していただくようお願いします。

問 2 0 実習協力者の同意は口頭でもよいか？

(答) 口頭の同意でも法律上は有効ですが、後々トラブルが生じた場合、同意したことの証拠が残りません。そのとき、実習受入事業所が不利にならないよう、書面で同意を取得していただくようお願いします。

なお、実習協力者が署名できないときは、家族等の代筆でも構いません。その場合、代筆者の氏名、実習協力者との続柄を併記してください。

問 2 1 実習協力者から同意を得る際、実習承諾書（様式第1号）の文言を変更したり、実習受入事業所独自の様式を使用してもよいか？

(答) 様式第1号は参考様式です。実習受入事業所で独自に作成していただいて構いません。

問 2 2 実習承諾書（様式第1号）を提出する必要があるか？

(答) 必要ありません。実習受入協力事業所の文書処理年限に基づき、保管して下さい。

【実習指導者に関すること】

問 2 3 複数の主任介護支援専門員が実習を担当してもよいか？

(答) 複数での対応も可能ですが、受講生に助言・指導を行う責任者として、実習指導者を1名選定してください。複数で当たる場合は、実習指導者が責任を持って他の主任介護支援専門員に実習の目的などを説明し、共通した指導ができるように配慮をお願いします。

なお、実習報告書（第3号）に氏名を記載できるのは実習指導者1名のみです。

問24 適切な指導ができる者であれば、主任でない介護支援専門員に実習を担当させてもよいか？

(答) 本県では、主任介護支援専門員が配置されていることから、県内の特定事業所加算算定事業所を、実習受入事業所とした経緯があります。そのため、指導にあたっては、主任介護支援専門員が主に関わることを想定しています。

主任でない介護支援専門員が担当する実習協力者の訪問などは、実習指導者である主任介護支援専門員も同行するなど、実習指導者を交えて振り返りが行えるようにしてください。

【同行・見学実習の内容に関すること】

問25 実習時間について、「3日程度、18時間以上」とあるが、3日は連続した日数でなければいけないのか？

(答) 連続した日程で実施する必要はありません。また、1日あたりの時間数にも決まりはありません。そのため、実習の進み具合によっては3日以上になる場合も考えられます。

問26 1場面につき何時間以上という決まりはあるか？

(答) ありません。必須の6場面を全て行っていただき、合計時間が18時間以上あれば構いません。

問27 18時間の中に、移動時間、実習ノートの記入時間などを含めてよいか？

(答) 同行・見学実習については、その日のうちに振り返りを行っていただくため、実習ノートの記入の時間を含めても構いません。また、移動時間については、常識の範囲内で含めていただいても構いません。ただし、昼食などの休憩時間は含みません。

問28 実習期間中、新規の利用申込みやサービス担当者会議の開催予定がない場合はどうすればよいか？

(答) 類似の場面を使って補足説明をしたり、実際にあった会議を想定したロールプレイを行うなどでご対応ください。

問 2 9 利用者の体調の変化や急なサービス担当者会議の開催などでスケジュールを変更することは可能か？

(答) 可能です。必要に応じて、スケジュール調整を行ってください。

問 3 0 実習記録表の「その他」の場面は何を想定しているのか？

(答) 地域ケア会議や退院調整会議など、必須の6場面に分類されないものです。

その他の場面の実施については必須ではありませんが、多職種連携の場面を体感できるなど介護支援専門員の実務を知る良い機会となりますので、関係機関等出席者の了解が得られるようであれば実習計画に盛り込むことも御検討ください。なお、その他の場面の実施は、18時間の中には含めません。

問 3 1 今後の指導の参考のために、実習生が作成した実習ノートや模擬ケアプランを事業所でコピーをとって保管しても構わないか？

(答) 実習ノートについては実習受入事業所と一緒に作成したものであるため、必要であればコピーをとって保管していただいても構いません。

模擬ケアプランについては、実習受入事業所が紹介した実習協力者のものであればコピーをとっていただいても構いませんが、そうでない場合は、実習受入事業所は第三者となるためコピーをとったり保管することは御遠慮ください。

【模擬ケアプラン作成実習に関すること】

問 3 2 模擬ケアプラン作成実習に要する時間も「3日程度、18時間以上」の中に含めてよいか？

(答) 含まれません。同行・見学実習のみで「3日程度、18時間以上」を満たす必要があります。

模擬ケアプラン作成実習は、実習協力者の選定からレポートの作成まで、受講生が原則として一人で行います。ただし、実習協力者の紹介の依頼があった場合、ケアプラン作成についての相談があった場合などは、可能な範囲で対応をお願いいたします。

**問 3 3 模擬ケアプラン作成実習の実習協力者を紹介するにあたり、同行・見学
実習で訪問した方を紹介した方がよいのか？**

(答) 下記の要件を満たしていれば、同行・見学実習で訪問した方でなくても構いません。

①介護保険の被保険者で、要介護認定を受けている方（要介護 2～5）

- ・ 65 歳以上の高齢者で要介護認定を受けている方
- ・ 40～64 歳（2号被保険者）で要介護認定を受けている方

②居宅で生活をしている方

※居宅サービスであっても、認知症対応型共同生活介護や特定施設入居者生活介護の利用者、入院中の方は対象としていません。

※受講生の親しい親族は対象としていません。

**問 3 4 模擬ケアプラン作成実習で「要介護 3」の方を紹介したが、受講生が推
計したら「要介護 1」になってしまった場合、新たに他の協力者を紹介し
なければならないのか？**

(答) 実際の要介護度が「要介護 2～5」であれば問題ありません。模擬ケアプラン作成実習における、認定調査は主治医意見書や認知症加算等がないため、要介護度が低く出る可能性があります。

**問 3 5 模擬ケアプラン作成実習の実習協力者を紹介した場合、実習協力者宅の
訪問に実習指導者も同行しなければならないのか？**

(答) 実習協力者の同意を得て、同行が必要ないと実習受入事業所が判断された場合は実習指導者が同行する必要はありません。

【その他】

問 3 6 実習報告書（様式第 3 号）に記載する登録承認番号が分からない。

(答) 埼玉県が交付した「埼玉県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承認通知書（様式第 2 号）」に記載がありますので、確認してください。

また、実習報告書（様式第 3 号）は、主任介護支援専門員更新研修の受講申込みに必要です。必ずコピーをとって保管してください。